

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 1) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (地方税)
3	要望区分等の別		【新設 <u>拡充</u> ・延長】 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却
			《要望の内容》 事業再編に係る取組を強化する観点から、本特例措置の対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局		農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成29年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度創設 平成31年度延長
8	適用又は延長期間		平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。 このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して

		選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成 29 年 5 月 19 日に可決・成立し、同年 8 月 1 日より施行された。 本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。 農業資材の卸・小売事業者は、農業者に適時に資材を安定供給する役割を担っているが、この他にも農業資材の価格や品質、使い方に関する助言、農畜産物の生産に関する技術指導や経営支援等のきめ細やかなサービスを行っており、農業者にとって必要不可欠な存在であるが、現状は小規模な事業者が大多数（約 9 割を中小零細企業が占める）であり、流通が多段階で高コストな構造となっていることに加え、経営者の高齢化や担い手の集約による顧客の減少等により、事業再編の必要性が強まっている状況にある。 また、農業競争力強化支援法に基づく海外調査において、海外では農業資材の流通がシンプルな構造となっている。 こうした中で、将来にわたり農業者に良質かつ低廉な農業資材を安定的に供給していくためには、 ① 多段階構造の改善により、中間マージンを削減 ② 効率的な物流拠点の整備により、流通の合理化を図り、流通コストを削減 ③ 中小の卸・小売事業者の合併等を促進することにより、事業規模の大型化を図り、スケールメリットによる製造事業者との価格交渉力を強化 ④ パレット流通やバラ流通等に対応するための設備投資を促すことにより、生産性の向上を図る 等の農業資材の卸・小売事業者の再編を後押しする必要がある。 なお、農業競争力強化支援法においては附則第 2 条において、「施行後おおむね 2 年以内に施策の在り方について検討を行うこと」とされており、また、成長戦略（2019 年）のフォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においても、「農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を 2019 年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。」とされている。
		《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」（抄）（平成 29 年法律第 35 号） 第 1 条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

		第 16 条 （略） 2 政府はおおむね 5 年ごとに、前 2 節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附則 第 2 条 （略） 2 第 16 条第 2 項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね 2 年以内に行うものとする。 「成長戦略（2019 年）成長戦略フォローアップ」 （令和元年 6 月 21 日閣議決定） Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化 7 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 （2）新たに講ずべき具体的施策 い）農業改革の加速 ②バリューチェーンにおける改革の推進 ア）流通・加工等の改革 ・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を 2019 年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」 （令和元年 6 月 21 日閣議決定） 第 2 章 Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3 地方創生の推進 （2）地域産業の活性化 ② 農林水産業の活性化 農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 1－③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等を図るため、農業資材の卸売・小売業者の設備投資や事業再編による供給体制の合理化を進めることにより、令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる。 (目標の算定基準) 平成28年度産米における10a当たりの資材費18,719円 (農業経営統計調査 平成28年度産米生産費の肥料費9,313円＋農業薬剤費7,464円＋その他諸材料費1,942円＝18,719円) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。 なお、農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。
		10 有効性等	① 適用数 《本措置を利用した適用数》 (適用数) 平成29年度 1件 平成30年度 5件 ※ 平成29年度については、農業競争力強化支援法が施行(平成29年8月)されてから平成30年3月31日(8ヶ月間)までに適用を受けた件数。 《今後の適用見込み》 令和元年度 44件 令和2年度 85件 うち拡充分 11件 ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添1参照 農業競争力強化支援法が施行されてから、ほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない。 なお、平成30年度末までの計画認定は9件あり、この計画期間中に当該税制を活用することとなっている。(これら計画に認定件数1件に対して1から複数件の適用が予定されているため、今後、計画に沿って活用が進むものと見込まれる。) ② 適用額 《適用額》 平成29年度 4.1万円 平成30年度 67.5百万円 ※ 平成29年度については、農業競争力強化支援法が施行(平

		成 29 年 8 月) されてから平成 30 年 3 月 31 日 (8 ヶ月間) ま でに適用を受けた額。 《今後の見込み》 令和元年度 2,786.7 百万円 令和 2 年度 4,055.3 百万円 うち拡充分 21.5 百万円 ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参 入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、 相談対応を行っているところであり、これら推進活動における 各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添 1 参照 本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の 認定を受けた事業者を対象としており、特定の者に偏った利用と はなっていないものと判断される。
	③ 減収額	《減収額》 平成 29 年度 1.5 万円 平成 30 年度 26.3 百万円 ※ 平成 29 年度については、農業競争力強化支援法が施行 (平 成 29 年 8 月) されてから平成 30 年 3 月 31 日 (8 ヶ月間) ま でに適用を受けたものの減収額。 《今後の見込み》 令和元年度 1,160.2 百万円 令和 2 年度 1,688.2 百万円 うち拡充分 9 百万円 ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参 入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、 相談対応を行っているところであり、これら推進活動における 各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添 1 参照
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日であるが、 平成 29 年度には 5 件、平成 30 年度には 11 件の事業再編計画の認 定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところ であり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。 なお、各年産にかかる米の資材費 (生産費) は例年 10 月頃明 らかとなる予定。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回 (昨年度税制改正) からの目標として「平成 28 年産米に おける 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」 こととしており、平成 29 年度の実績としては 1.6%の低減となっ ている (※ 1)。 また、令和元年度についても、対象となる事業全体で約 800 億 円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力 が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考 えられる (※ 2)。 さらに、農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日で

あり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではないが、これまでに本特例措置を活用した事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」（100%）、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」（80%）との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。（※3）。

※1 平成29年度の資材費低減実績

平成29年度実績（単年度）▲1.6%

農業経営統計調査の平成29年産米生産費の肥料費8,872円＋農業薬剤費7,639円＋その他諸材料費1,904円＝18,415円

$(18,415 \text{ 円} \div 18,719 \text{ 円}) - 1 = \text{▲}1.6\%$ （増減率）

※2 令和元年度以降の資材費低減見込み

新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進み、以下の効果を見込む。

令和元年度以降見込み（単年度）▲0.2%

令和5年度までに $\text{▲}0.2\% \times 5 \text{ 年間} = \text{▲}1.0\%$

上記平成29年度実績と併せて $\text{▲}2.5\%$ とする。

農業経営統計調査の平成28年産米生産費の肥料費

＋農業薬剤費＋その他諸材料費＝18,719円

$18,719 \text{ 円} \times 0.2\% = 37 \text{ 円}$ （低減額）

* 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和5年度までに資材費を2.5%低減（平成25年度資材費18,875円/10a（農業経営統計調査の平成25年産米生産費の肥料費9,500円/10a＋農業薬剤費7,555円/10a＋その他諸材料費1,820円/10a）→平成28年度資材費18,719円/10a（低減率▲0.8%）。本割合での概ね2倍の低減（ $\text{▲}0.8\% \times 5/3 \times 2 = \text{▲}2.5\%$ ）を目指す。）させる。

※3 本特例措置の事業再編等への取組に対する寄与状況

「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」

100%

「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」 80%

「本特例措置の活用により、事業目標の達成が見込めるようになった。」

60%

（※活用事業者からの「課税の特例に関する報告」による。）

本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから本特例措置について、事業再編に係る取組を強化する観点から対象業種に「農業資材の卸売・小売事業」を追加し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題に対し支援し、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。

		平成 29 年度及び平成 30 年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、今後については、事業者の理解醸成も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況であることから、本特例の活用が進むことにより資材価格の低減が進むものと考えられる。 仮に本特例措置が拡充されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。
	⑤ 税収減を是認する理由等	これまで（平成 29～30 年度）に農業競争力強化支援法の計画申請があったものの半数以上で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。 また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。 ＜経済波及効果の試算＞ 平成 29 年度については、6.3 百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その 8 割（寄与率）の 5 百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 （平成 30 年度以降についても、同様に算出。） 平成 29 年度（実績） 減収額 1.5 万円 投資額 5 百万円 経済波及効果 9 百万円 平成 30 年度（実績） 減収額 26.3 百万円 投資額 1,664 百万円 経済波及効果 3,030 百万円 令和元年度（見込み） 減収額 1,160.2 百万円 投資額 71,856 百万円 経済波及効果 133,799 百万円 令和 2 年度（見込み） 減収額 1,688.2 百万円 投資額 109,733 百万円 経済波及効果 205,243 百万円 ※ 経済波及効果の算出には、「平成 23 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100 部門）を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。 ※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約 8 割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を 8 割と仮定して効果を算出した。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。 農業資材等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちで、今後大幅に売上を拡大できる見込みがないといった事情から、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。 こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。 また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月（農水 01）

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

(平成 29 年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ③ 適用額：4.1 万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ④ 減収額：1.5 万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告」にある適用額から、法人税減収額を算出。地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告」)

○法人税減収額

4.1 万円 (適用額) × 23.4% (税率) = 1 万円

○事業税 3 千円

○市町村民税 1 千円

○地方法人特別税 1 千円

(平成 30 年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 適用額：67.5 百万円 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ④ 減収額：26.3 百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

15.7 百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2 百万円

○法人事業税

67.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.8% (税率) = 2.6 百万円 (所得割減収額)

2.6 百万円 × 219.9% (地方法人特別税税率) = 5.6 百万円 (地方法人特別税減収額)

67.5 百万円 × 0.61% (付加価値割税率) = 0.4 百万円 (付加価値割減収額)

合計 8.6 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(2) 適用見込み

(令和元年度推計)

- ① 対象者数：94,172 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：元年度新規分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
30 年度からの継続分 4 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)

29 年度からの継続分 1（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告）

- ③ 適用額：2,786.7 百万円（平成 29 年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成 30 年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果からの推計）

- ④ 減収額：1,160.2 百万円

a 元年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,883.8 百万円（取得額）×0.027（償却率）×16 件＝813.8 百万円

700 百万円（取得額）×0.033（償却率）×1 件＝23.1 百万円

145 百万円（取得額）×0.067（償却率）×8 件＝77.7 百万円

93.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件＝28 百万円

46.7 百万円（取得額）×0.125（償却率）×3 件＝17.5 百万円

合計＝960.1 百万円

機械装置

2,659.2 百万円（取得額）×0.1（償却率）×18 件＝4,786.6 百万円

1,862.5 百万円（取得額）×0.125（償却率）×4 件＝931.3 百万円

合計＝5,717.9 百万円

b 減収額

元年度新規分

960.1 百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%＝100.2 百万円…A

5,717.9 百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%＝530.6 百万円…B

30 年度からの継続分＝15.7 百万円…C

29 年度からの継続分＝1 万円…D

A+B+C+D＝646.5 百万円（法人税減収額）

○法人住民税

646.5 百万円（法人税減収額）×7%（税率）＝45.3 百万円

○法人事業税

2,786.7 百万円（割増償却による所得減収額）×5.6%（税率）＝156.1 百万円（所得割減収額）

156.1 百万円×189.4%（地方法人特別税税率）＝295.6 百万円（地方法人特別税減収額）

2,786.7 百万円×0.6%（付加価値割税率）＝16.7 百万円（付加価値割減収額）

合計 468.4 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和元年度までの合計

（令和 2 年度推計）

- ① 対象者数：101,303（事業再編対象事業者数）

- ② 適用件数：2 年度新規分 41（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

元年度からの継続分 39（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

30 年度からの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

29 年度からの継続分 1（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告）

- ③ 適用額：4,055.3 百万円（平成 29 年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成 30 年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度及び令和 2 年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果からの推計）

- ④ 減収額：1,688.2 百万円

a 2 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,647 百万円（取得額） $\times$ 0.027（償却率） $\times$ 14 件＝622.6 百万円

236.5 百万円（取得額） $\times$ 0.033（償却率） $\times$ 4 件＝31.2 百万円

75 百万円（取得額） $\times$ 0.038（償却率） $\times$ 1 件＝2.9 百万円

100 百万円（取得額） $\times$ 0.059（償却率） $\times$ 2 件＝11.8 百万円

98 百万円（取得額） $\times$ 0.067（償却率） $\times$ 9 件＝59.1 百万円

100 百万円（取得額） $\times$ 0.1（償却率） $\times$ 2 件＝20 百万円

45 百万円（取得額） $\times$ 0.125（償却率） $\times$ 2 件＝11.3 百万円

合計＝758.9 百万円

機械装置

20 百万円（取得額） $\times$ 0.084（償却率） $\times$ 2 件＝3.4 百万円

1,671.6 百万円（取得額） $\times$ 0.1（償却率） $\times$ 10 件＝1,671.6 百万円

1,275 百万円（取得額） $\times$ 0.125（償却率） $\times$ 4 件＝637.5 百万円

12.3 百万円（取得額） $\times$ 0.143（償却率） $\times$ 3 件＝5.3 百万円

合計＝2,317.8 百万円

b 減収額

2 年度新規分

758.9 百万円（普通償却額） $\times$ 45%（割増償却率） $\times$ 23.2%＝79.2 百万円…A

2,317.8 百万円（普通償却額） $\times$ 40%（割増償却率） $\times$ 23.2%＝215.1 百万円…B

元年度からの継続分＝630.8 百万円…C

30 年度からの継続分＝15.7 百万円…D

29 年度からの継続分＝1 万円…E

A+B+C+D+E＝940.8 百万円

○法人住民税

940.8 百万円（法人税減収額） $\times$ 7%（税率）＝65.9 百万円

○法人事業税

4,055.3 百万円（割増償却による所得減収額） $\times$ 5.6%（税率）＝227.1 百万円（所得割減収額）

227.1 百万円 $\times$ 189.4%（地方法人特別税税率）＝430.1 百万円（地方法人特別税減収額）

4,055.3 百万円 $\times$ 0.6%（付加価値割税率）＝24.3 百万円（付加価値割減収額）

合計 681.5 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの合計

※うち拡充にかかる分

- ① 対象者数：7,131（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：11（対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
- ③ 適用額：21.5百万円（対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果からの推計）
- ④ 減収額：9百万円

a 2年度拡充分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

150百万円（取得額）×0.027（償却率）×1件＝4.1百万円
82百万円（取得額）×0.033（償却率）×3件＝8.1百万円
75百万円（取得額）×0.038（償却率）×1件＝2.9百万円
100百万円（取得額）×0.059（償却率）×2件＝11.8百万円
50百万円（取得額）×0.067（償却率）×4件＝13.4百万円
合計＝40.3百万円

機械装置

20百万円（取得額）×0.084（償却率）×2件＝3.4百万円
17.5百万円（取得額）×0.143（償却率）×2件＝5百万円
合計＝8.4百万円

b 減収額

2年度拡充分

40.3百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%＝4.2百万円…A
8.4百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%＝0.8百万円…B

A+B＝5百万円

○法人住民税

5百万円（法人税減収額）×7%（税率）＝0.4百万円

○法人事業税

21.5百万円（割増償却による所得減収額）×5.6%（税率）＝1.2百万円（所得割減収額）
1.2百万円×189.4%（地方法人特別税税率）＝2.3百万円（地方法人特別税減収額）
21.5百万円×0.6%（付加価値割税率）＝0.1百万円（付加価値割減収額）
合計 3.6百万円

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

2. 適用実績及び適用見込み

	29 年度 実績	30 年度 実績	元年度 見込み	2 年度 見込み	左のうち 拡充分
適用件数（件）	1	5	44	85	11
適用額（百万円）	0.041	67.5	2,786.7	4,055.3	21.5
減収額合計（百万円）	0.015	26.3	1,160.2	1,688.2	9

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,544)	建築・建設補修 (115)
元年度	生活関連産業用機械 (8,925)	その他の機械 (36,880)	建築・建設補修 (26,051)
2年度	生活関連産業用機械 (17,845)	その他の機械 (45,476)	建築・建設補修 (46,412)